【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月14日提出
【計算期間】	第10期中(自 2025年11月21日至 2026年5月20日)
【ファンド名】	キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉　徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビル
【事務連絡者氏名】	茂　和広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	140,774	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	3	0.00
合計(純資産総額)		140,777	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	746,165	0.06
投資証券	ルクセンブルク	1,132,009,365	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	900,805	0.07
合計(純資産総額)		1,133,656,335	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	21,286,992,925	15.08
	台湾	18,662,881,103	13.22
	韓国	18,242,859,531	12.93
	中国	16,375,568,911	11.60
	インド	10,675,274,483	7.56
	ブラジル	7,389,188,508	5.24
	日本	5,560,028,564	3.94
	英国	4,435,681,097	3.14
	南アフリカ	3,114,551,132	2.21
	フランス	2,608,778,642	1.85
	カナダ	2,486,852,740	1.76
	フィリピン	2,182,195,364	1.55
	メキシコ	2,099,079,181	1.49
	アラブ首長国連邦	2,027,459,898	1.44
	スペイン	1,782,476,719	1.26
	オランダ	1,673,704,271	1.19
	香港	1,525,892,390	1.08
	ギリシャ	1,364,950,742	0.97
	スイス	1,163,026,109	0.82
	トルコ	1,058,238,991	0.75
	タイ	1,030,045,537	0.73

株式	サウジアラビア	916,037,913	0.65
	ポーランド	646,849,596	0.46
	デンマーク	636,452,306	0.45
	シンガポール	617,022,188	0.44
	ペルー	600,320,706	0.43
	ドイツ	554,995,296	0.39
	イタリア	524,498,109	0.37
	パナマ	500,764,288	0.35
	アルゼンチン	430,636,097	0.31
	ハンガリー	272,122,663	0.19
	イスラエル	228,470,172	0.16
	ベルギー	204,553,461	0.14
	インドネシア	193,730,292	0.14
	オーストリア	179,795,076	0.13
	エジプト	143,239,060	0.10
	マレーシア	140,611,675	0.10
	カザフスタン	137,585,806	0.10
	ベトナム	125,637,071	0.09
	カタール	79,320,622	0.06
	スウェーデン	15,572,283	0.01
	ロシア	3	0.00
債券	メキシコ	421,951,160	0.30
	ブラジル	289,737,007	0.21
	コロンビア	167,951,666	0.12
	インド	159,501,475	0.11
	マレーシア	157,161,542	0.11
	インドネシア	156,205,951	0.11
	中国	144,187,923	0.10
	ハンガリー	133,219,022	0.09
	サウジアラビア	127,038,074	0.09
	ポーランド	124,694,943	0.09
	エジプト	84,989,715	0.06
	南アフリカ	74,647,971	0.05
	トルコ	74,025,719	0.05
	チリ	71,452,368	0.05
	パナマ	70,497,645	0.05
	チェコ共和国	69,621,450	0.05
	アンゴラ	66,517,230	0.05
	ナイジェリア	62,846,024	0.04
	カザフスタン	60,696,232	0.04
	フィリピン	56,205,075	0.04
	ペルー	46,886,967	0.03
	アルゼンチン	40,529,805	0.03
	ルーマニア	37,367,392	0.03
	英国	34,964,744	0.02
	ケニア	34,556,804	0.02
	ベナン	34,540,053	0.02
	オマーン	33,433,820	0.02

	ホンジュラス	32,663,372	0.02
	マカオ	32,172,802	0.02
	ガボン	27,819,429	0.02
	タイ	25,459,283	0.02
	モロッコ	21,436,185	0.02
	国際機関等	10,455,683	0.01
	米国	6,302,132	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		4,257,127,488	3.02
合計		141,142,805,672	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2026年1月22日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	-	-
社債券	日本	8,391,441,000	98.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	116,752,632	1.37
合計(純資産総額)		8,508,193,632	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2026年1月22日）現在の情報です。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2017年11月20日)	100,812	100,812	1.0081	1.0081
第2期 (2018年11月20日)	958,697,622	958,697,622	0.8844	0.8844
第3期 (2019年11月20日)	1,017,696,438	1,017,696,438	1.0342	1.0342
第4期 (2020年11月20日)	1,052,033,330	1,052,033,330	1.2209	1.2209
第5期 (2021年11月22日)	2,635,077,684	2,635,077,684	1.4087	1.4087
第6期 (2022年11月21日)	3,575,588,769	3,575,588,769	1.0465	1.0465
第7期 (2023年11月20日)	95,626	95,626	1.0476	1.0476
第8期 (2024年11月20日)	102,331	102,331	1.1210	1.1210
第9期 (2025年11月20日)	120,161	120,161	1.3164	1.3164
2025年 6月末日	113,554	―	1.2440	―
7月末日	113,311	―	1.2413	―
8月末日	115,950	―	1.2702	―
9月末日	120,206	―	1.3168	―
10月末日	123,447	―	1.3524	―

11月末日	121,825	—	1.3346	—
12月末日	123,843	—	1.3567	—
2026年 1月末日	133,053	—	1.4576	—
2月末日	135,086	—	1.4799	—
3月末日	117,668	—	1.2890	—
4月末日	132,497	—	1.4515	—
5月末日	141,382	—	1.5488	—
6月末日	140,777	—	1.5422	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年10月17日～2017年11月20日	0
第2期	2017年11月21日～2018年11月20日	0
第3期	2018年11月21日～2019年11月20日	0
第4期	2019年11月21日～2020年11月20日	0
第5期	2020年11月21日～2021年11月22日	0
第6期	2021年11月23日～2022年11月21日	0
第7期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第8期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第9期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

③【収益率の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	2017年10月17日～2017年11月20日	0.8
第2期	2017年11月21日～2018年11月20日	△12.3
第3期	2018年11月21日～2019年11月20日	16.9
第4期	2019年11月21日～2020年11月20日	18.1
第5期	2020年11月21日～2021年11月22日	15.4
第6期	2021年11月23日～2022年11月21日	△25.7
第7期	2022年11月22日～2023年11月20日	0.1
第8期	2023年11月21日～2024年11月20日	7.0
第9期	2024年11月21日～2025年11月20日	17.4
第10中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	11.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

２【設定及び解約の実績】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2017年10月17日～2017年11月20日	100,000	―	100,000
第2期	2017年11月21日～2018年11月20日	1,181,350,611	97,486,705	1,083,963,906
第3期	2018年11月21日～2019年11月20日	180,412,961	280,311,590	984,065,277
第4期	2019年11月21日～2020年11月20日	262,201,478	384,596,090	861,670,665
第5期	2020年11月21日～2021年11月22日	1,215,763,083	206,827,531	1,870,606,217
第6期	2021年11月23日～2022年11月21日	1,801,769,235	255,701,941	3,416,673,511
第7期	2022年11月22日～2023年11月20日	994,471,681	4,411,053,909	91,283
第8期	2023年11月21日～2024年11月20日	―	―	91,283
第9期	2024年11月21日～2025年11月20日	―	―	91,283
第10中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	―	―	91,283

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 2025年11月20日現在	第10期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	454	496
親投資信託受益証券	120,085	133,911
流動資産合計	120,539	134,407
資産合計	120,539	134,407
負債の部		
流動負債		
未払委託者報酬	378	397
その他未払費用	-	2
流動負債合計	378	399
負債合計	378	399
純資産の部		
元本等		
元本	91,283	91,283
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	28,878	42,725
元本等合計	120,161	134,008
純資産合計	120,161	134,008
負債純資産合計	120,539	134,407

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期中間計算期間 自　2024年11月21日 至　2025年5月20日	第10期中間計算期間 自　2025年11月21日 至　2026年5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	7,114	14,246
営業収益合計	7,114	14,246
営業費用		
委託者報酬	313	397
その他費用	-	2
営業費用合計	313	399
営業利益又は営業損失（△）	6,801	13,847
経常利益又は経常損失（△）	6,801	13,847
中間純利益又は中間純損失（△）	6,801	13,847
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,048	28,878
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	17,849	42,725

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第9期 2025年11月20日現在	第10期中間計算期間 2026年5月20日現在
１．　当該計算期間の末日における受益権の総数 91,283口 ２．　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3164円 (1万口当たり純資産額)　(13,164円)	１．　当該中間計算期間の末日における受益権の総数 91,283口 ２．　当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.4680円 (1万口当たり純資産額)　(14,680円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 2025年11月20日現在	第10期中間計算期間 2026年5月20日現在
１.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第9期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第10期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	91,283円	91,283円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	－円	－円

（参考）

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

当ファンドは、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
開示対象ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2026年5月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	900,127
投資信託受益証券	744,318
投資証券	1,089,037,270
未収利息	14
流動資産合計	1,090,681,729
資産合計	1,090,681,729
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	609,548,618
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	481,133,111
元本等合計	1,090,681,729
純資産合計	1,090,681,729
負債純資産合計	1,090,681,729

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2026年5月20日現在
1．　計算日における受益権の総数		609,548,618口
2．　計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.7893円
	(1万口当たり純資産額)	(17,893円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	669,284,354円
同計算期間の追加設定元本額	561,136円

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の一部解約元本額	60,296,872円
計算日の元本額※	609,548,618円
※元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドＡコース（米ドル売り円買い）	609,473,778円
キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）	74,840円

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

＜閲覧方法＞
キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス
→「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択
→「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

４【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2026年６月30日現在　　４億5,000 万円
発行可能株式総数　　７万5,000 株
発行済株式総数　　５万6,400 株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年６月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	60	3,782,105
合計	60	3,782,105

（３）【その他】

（１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。
（３）事業譲渡および事業譲受
2008年７月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

5【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2024年7月1日　至2025年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間（自2025年7月1日　至2025年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年6月30日現在)		当事業年度 (2025年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)					
Ⅰ.流動資産					
1.現金・預金			2,756		4,535
2.前払費用			107		91
3.未収入金	*2		2,383		2,691
4.未収委託者報酬			7,150		8,720
5.未収運用受託報酬			374		304
6.立替金			22		12
7.短期差入保証金			―		5
流動資産計			12,794		16,361
Ⅱ.固定資産					
1.有形固定資産			2,421		2,231
建物	*1	1,650		1,546	
器具備品	*1	771		684	
2.投資その他の資産			769		881
(1)投資有価証券		0		0	
(2)保険積立金		14		14	
(3)長期差入保証金		411		401	
(4)繰延税金資産		342		464	
固定資産計			3,190		3,113
資産合計			15,985		19,474
(負債の部)					
Ⅰ.流動負債					

1.預り金			82		98
2.未払金			6,572		8,101
(1)未払手数料		4,461		5,431	
(2)その他未払金	*2	2,111		2,669	
3.未払費用			334		243
4.未払法人税等			333		482
5.未払消費税等			178		769
6.賞与引当金			229		224
7.役員賞与引当金			49		60
流動負債計			7,780		9,979
Ⅱ.固定負債					
1.長期未払費用			11		―
2.退職給付引当金			2,074		2,193
3.役員退職慰労引当金			24		30
4.資産除去債務			361		380
固定負債計			2,471		2,604
負債合計			10,252		12,584
(純資産の部)					
Ⅰ.株主資本					
1.資本金			450		450
2.資本剰余金			582		582
資本準備金		582		582	
3.利益剰余金			4,700		5,857
その他利益剰余金		4,700		5,857	
繰越利益剰余金		4,700		5,857	
株主資本計			5,733		6,889
純資産合計			5,733		6,889
負債・純資産合計			15,985		19,474

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自2023年7月1日 至2024年6月30日）		当事業年度 （自2024年7月1日 至2025年6月30日）	
科目	注記 番号	内訳 （百万円）	金額 （百万円）	内訳 （百万円）	金額 （百万円）
Ⅰ.営業収益					
1.委託者報酬			17,924		25,339
2.運用受託報酬			1,600		1,555
3.その他営業収益	*1*2		15,204		19,086
営業収益計			34,729		45,982
Ⅱ.営業費用					
1.支払手数料	*1*2		27,053		37,520
2.広告宣伝費			187		369
3.調査費			652		758
4.営業雑経費			119		130
(1)通信費		18		18	
(2)印刷費		86		96	

(3)協会費		14		16	
営業費用計			28,013		38,779
Ⅲ.一般管理費					
1.給料			3,002		2,798
(1)役員報酬		93		115	
(2)給料・手当		1,630		1,550	
(3)賞与		998		847	
(4)賞与引当金繰入額		229		224	
(5)役員賞与引当金繰入額		49		60	
2.交際費			54		71
3.寄付金			0		11
4.旅費交通費			124		208
5.租税公課			91		94
6.不動産賃借料			516		429
7.退職給付費用			263		309
8.役員退職慰労引当金繰入額			6		6
9.固定資産減価償却費			192		212
10.器具備品賃借料			9		8
11.消耗品費			37		11
12.事務委託費			131		134
13.採用費			27		87
14.福利厚生費			339		355
15.共通発生経費負担額			620		827
16.諸経費			12		11
一般管理費計			5,431		5,580
営業利益			1,285		1,623
Ⅳ.営業外収益					
1.受取利息及び配当金			4		5
2.為替差益			―		64
営業外収益計			4		69
Ⅴ.営業外費用					
1.為替差損			51		-
営業外費用計			51		-
経常利益			1,237		1,692
Ⅵ.特別利益					
1.固定資産売却益			5		0
特別利益計			5		0
Ⅶ.特別損失					
1.固定資産除却損			8		7
特別損失計			8		7
税引前当期純利益			1,234		1,686
法人税、住民税及び事業税			411		650
法人税等調整額			51		△121
当期純利益			771		1,156

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年7月1日　至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450	582	582	3,928	3,928	4,961	4,961
当期変動額							
当期純利益				771	771	771	771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	771	771	771	771
当期末残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733

当事業年度（自2024年7月1日　至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733
当期変動額							
当期純利益				1,156	1,156	1,156	1,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,156	1,156	1,156	1,156
当期末残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準
(1)賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(2)役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
(4)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。
(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。
なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。
(3)その他営業収益
その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[未適用の会計基準等]

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第34号　2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準運用指針第33号　2024年9月13日）等

(1)概要

借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年6月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点において評価中であります。

[会計上の見積りの変更]

１．資産除去債務の見積りの変更

現在の事務所の建物賃貸借契約に定められている原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。これにより2025年6月時点の固定負債に含まれる資産除去債務は380百万円となりました。従来の方法と比べて増加した当事業年度の減価償却費は0百万円であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 （2024年6月30日現在）	当事業年度 （2025年6月30日現在）
*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　112百万円 器具備品　126百万円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　2,383百万円 その他未払金　2,091百万円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　232百万円 器具備品　200百万円 *2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金　2,691百万円 その他未払金　2,620百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）

*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 その他営業収益　15,204百万円 支払手数料　14,356百万円	*1.　当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 　その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 *2.　関係会社との取引 その他営業収益　19,086百万円 支払手数料　19,556百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）
1.　発行済株式の種類及び総数	1.　発行済株式の種類及び総数

前事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

当事業年度

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内　468　百万円 1年超　78　百万円 合計　546　百万円	1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年以内　468　百万円 1年超　-　百万円 合計　468　百万円

[金融商品関係]

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。
未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。
当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。
長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。
投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。
また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。 (4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 　金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	ります。 (4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 　金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期差入保証金	411	340	△ 71

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	340	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であり

2．金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期差入保証金	401	320	△ 81

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	320	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入保証金）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定

ます。	は、5年超であります。

[有価証券関係]

前事業年度 （2024年6月30日現在）	当事業年度 （2025年6月30日現在）

1.その他有価証券(2024年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他有価証券（証券投資信託）	0	0	-

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2023年7月1日　至2024年6月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券（証券投資信託）	2	0	0

1.その他有価証券(2025年6月30日現在)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
その他有価証券（証券投資信託）	0	0	-

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
(自2024年7月1日　至2025年6月30日)
該当事項はございません。

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,954	百万円
退職給付費用	263	百万円
退職給付の支払額	△ 119	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	△ 24	百万円
退職給付引当金の期末残高	2,074	百万円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　263百万円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度24百万円であります。

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2.簡便法を適用した退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	2,074	百万円
退職給付費用	309	百万円
退職給付の支払額	△ 161	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	△ 29	百万円
退職給付引当金の期末残高	2,193	百万円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　309百万円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度29百万円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 （2024年6月30日現在）	当事業年度 （2025年6月30日現在）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金	618	百万円
役員退職慰労引当金	7	百万円
賞与引当金	70	百万円
資産除去債務	8	百万円
未払費用	270	百万円
長期未払費用	3	百万円
繰延税金資産小計	979	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 636	百万円
評価性引当額小計（注1）	△ 636	百万円
繰延税金資産合計	342	百万円

(注1)評価性引当額が43百万円増加しております。この増加の主な内容は、退職給付引当金の増加に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	3.5
永久に損金及び益金に算入されない項目	3.2
住民税均等割	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
退職給付引当金	672	百万円
役員退職慰労引当金	9	百万円
賞与引当金	68	百万円
資産除去債務	17	百万円
未払費用	308	百万円
繰延税金資産小計	1,076	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 612	百万円
評価性引当額小計（注1）	△ 612	百万円
繰延税金資産合計	464	百万円

(注1) 評価性引当額が24百万円減少しております。この減少の主な内容は、支払予定が1年後超の退職給付引当金の減少に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、記載を省略しております。

[資産除去債務関係]

前事業年度 （2024年6月30日現在）	当事業年度 （2025年6月30日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は0.76%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 768百万円 時の経過による調整額 3百万円 見積りの変更による減少額 △ 51百万円 履行による減少額 △ 359百万円 期末残高 361百万円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は当初計上部分には0.76%を、当期見積もりの変更に伴う増加部分には1.67%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 361百万円 時の経過による調整額 2百万円 見積りの変更による増加額 16百万円 期末残高 380百万円

[収益認識関係]

前事業年度 （2024年6月30日現在）	当事業年度 （2025年6月30日現在）
1.収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 委託者報酬 17,924百万円 運用受託報酬 1,600百万円 その他営業収益 15,204百万円 合計 34,729百万円 2.収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　5.収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1.収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 委託者報酬 25,339百万円 運用受託報酬 1,555百万円 その他営業収益 19,086百万円 合計 45,982百万円 2.収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　5.収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[セグメント情報等]

<table>
<tr><th>前事業年度
（2024年6月30日現在）</th><th>当事業年度
（2025年6月30日現在）</th></tr>
<tr>
<td>
(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益
<table>
<tr><td>日本</td><td>19,499百万円</td></tr>
<tr><td>米国</td><td>15,204百万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>25百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>34,729百万円</td></tr>
</table>
(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
<table>
<tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr>
<tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>15,204百万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>
(セグメント情報)
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
(関連情報)
1.サービスごとの情報
投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)営業収益
<table>
<tr><td>日本</td><td>26,891百万円</td></tr>
<tr><td>米国</td><td>19,086百万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>4百万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>45,982百万円</td></tr>
</table>
(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
<table>
<tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr>
<tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>19,086百万円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

[関連当事者情報]

前事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カン	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益(市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)	15,204	未収入金	2,383

社	パニー（以下「CRMC社」という。）	ニア州ロサンゼルス	12,500	業	間接100%	各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	14,356	その他未払金	1,469
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	（千米ドル）5,261	子会社の管理	（被所有）間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	620	その他未払金	620

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	（千ユーロ）7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	5,168	未払手数料	1,104
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	（千米ドル）10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	1,194	その他未払金	3

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	19,086	未収入金	2,691
						各種投資運用サービスの委託	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	19,556	その他未払金	1,787
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,063	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	827	その他未払金	827

(注)
上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。
取引条件及び取引条件の決定方法等
1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	―	運用に係る手数料の支払	支払手数料	7,338	未払手数料	1,337
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	―	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	651	その他未払金	21

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 （自2023年7月1日　至2024年6月30日）	当事業年度 （自2024年7月1日　至2025年6月30日）
1株当たり純資産額　101,651.52円 1株当たり当期純利益金額　13,678.98円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　771百万円 普通株主に帰属しない金額　-百万円 普通株式に係る当期純利益　771百万円 期中平均株式数　56,400株	1株当たり純資産額　122,161.22円 1株当たり当期純利益金額　20,509.70円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 当期純利益　1,156百万円 普通株主に帰属しない金額　-百万円 普通株式に係る当期純利益　1,156百万円 期中平均株式数　56,400株

（１）中間貸借対照表
当中間会計期間
(2025年12月31日現在)

科目	注記番号	内訳(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
Ⅰ.流動資産			
1.現金・預金			4,209
2.前払費用			113
3.未収入金			2,478
4.未収委託者報酬			11,184
5.未収運用受託報酬			481
6.立替金			28
流動資産計			18,496
Ⅱ.固定資産			
1.有形固定資産			2,156
建物	*1	1,496	
器具備品	*1	660	
2.投資その他の資産			825
(1)投資有価証券		0	
(2)長期差入保証金		402	
(3)繰延税金資産		422	
固定資産計			2,982
資産合計			21,478
(負債の部)			
Ⅰ.流動負債			
1.預り金			40
2.未払金			9,703
(1)未払手数料		6,941	
(2)その他未払金		2,762	
3.未払費用			244
4.未払法人税等			294
5.未払消費税等	*2		576
6.賞与引当金			565
7.役員賞与引当金			121
流動負債計			11,546
Ⅱ.固定負債			
1.退職給付引当金			2,025
2.役員退職慰労引当金			33
3.資産除去債務			381
固定負債計			2,441
負債合計			13,987
(純資産の部)			
Ⅰ.株主資本			
1.資本金			450
2.資本剰余金			582
資本準備金		582	
3.利益剰余金			6,458
その他利益剰余金		6,458	
繰越利益剰余金		6,458	

株主資本計			7,491
純資産合計			7,491
負債・純資産合計			21,478

（２）中間損益計算書

当中間会計期間

(自　2025年 7月 1日　至　2025年 12月31日)

科　　目	注記番号	内訳（百万円）	金額（百万円）
Ⅰ.営業収益			
1.委託者報酬			16,436
2.運用受託報酬			759
3.その他営業収益	*2		11,569
営業収益計			28,765
Ⅱ.営業費用			
1.支払手数料	*2		24,171
2.広告宣伝費			162
3.調査費			418
4.営業雑経費			46
(1)通信費		7	
(2)印刷費		28	
(3)協会費		10	
営業費用計			24,798
Ⅲ.一般管理費			
1.給料			1,534
(1)役員報酬		22	
(2)給料・手当		853	
(3)賞与		222	
(4)賞与引当金繰入額		375	
(5)役員賞与引当金繰入額		60	
2.交際費			24
3.寄付金			23
4.旅費交通費			88
5.租税公課			52
6.不動産賃借料			246
7.退職給付費用			181
8.役員退職慰労引当金繰入額			3
9.固定資産減価償却費	*1		108
10.器具備品賃借料			4
11.消耗品費			6
12.事務委託費			68
13.採用費			11
14.福利厚生費			170
15.共通発生経費負担額	*3		438
16.諸経費			6
一般管理費計			2,968
営業利益			998
Ⅳ.営業外収益			
1.受取利息及び配当金			17
2.有価証券売却益			0

営業外収益計			17
Ⅴ.営業外費用			
1.為替差損			94
営業外費用計			94
経常利益			921
Ⅵ.特別利益			
1.固定資産売却益			0
特別利益計			0
Ⅶ.特別損失			
1.固定資産除却損			16
特別損失計			16
税引前中間純利益			905
法人税、住民税及び事業税			263
法人税等調整額			41
中間純利益			601

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889
当中間期変動額							
中間純利益				601	601	601	601
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	601	601	601	601
当中間期末残高	450	582	582	6,458	6,458	7,491	7,491

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 （2025年12月31日現在）
*1.有形固定資産の減価償却累計額　534百万円 *2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 （自2025年7月1日　至2025年12月31日）
*1.減価償却実施額 有形固定資産　108百万円 *2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーとの役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 当社が各グループ会社に提供をしている各種投資運用サービスは、重要な会計方針の5(3)に記載の通りです。 当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。 *3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引
当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。
2．オペレーティング・リース取引
(借主側)
未経過リース料

1年以内	468	百万円
1年超	-	百万円
合計	468	百万円

[金融商品関係]

当中間会計期間
（2025年12月31日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期差入保証金	402	304	△ 98

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価（百万円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	304	-

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

[有価証券関係]

当中間会計期間
（2025年12月31日現在）

(その他有価証券)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
その他有価証券（証券投資信託）	0	0	-

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間
（2025年12月31日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	380百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間会計期間末残高	381百万円

[収益認識関係]

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	16,436百万円
運用受託報酬	759百万円
その他営業収益	11,569百万円
合計	28,765百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　5.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[セグメント情報等]

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

日本	米国	合計
17,196百万円	11,569百万円	28,765百万円

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	11,569百万円

[1株当たり情報]

当中間会計期間
（自2025年7月1日　至2025年12月31日）

1株当たり純資産額	132,821.92円
1株当たり中間純利益金額	10,660.70円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	601百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る中間純利益	601百万円
期中平均株式数	56,400株

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉浦　栄亮

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉浦　栄亮

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ（米ドル売り円買い）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。